十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、「、第三十条」及び「若しくは第二項」を削り、同条第二号中「第十八条第二項」を「第十七条第三項（離島供給に係る場合を除く。）又は第二十七条の十四」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三　第十八条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第一項又は第二十七条の十一第二項の規定に違反して電気を供給した者

四　第二十七条の二十八の規定に違反して発電及び電気の供給を拒んだ者

第百十八条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

第百十九条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号を削り、同条第五号中「第十七条第一項」を「第二十七条の三十一第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中「第十六条の三第二項」を「第二十七条の十三第二項」に改め、「含む。）」の下に「又は第二十七条の二十七第二項」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　第二十七条の十九第一項の規定に違反して第二十七条の十六第一項第四号に掲げる事項について変更をした者

七　第二十七条の二十七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして発電事業を営んだ者

第百十九条第三号を削り、同条第二号中「第九条第三項」の下に「（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）」を加え、「第十六条の三第三項」を「第二十七条の十三第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第二十条第二項の規定に違反して電気を供給した者

第百十九条第一号中「第九条第一項」の下に「（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）」を加え、「第十六条の三第一項若しくは第七項」を「第二十七条の十三第七項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第二条の六第一項の規定に違反して第二条の三第一項第三号に掲げる事項を変更した者

第百十九条の三中「指定試験機関」の下に「又は卸電力取引所」を加え、同条第一号中「第八十四条の二の二」の下に「又は第九十九条の七第一項」を、「試験事務」の下に「又は市場開設業務」を加える。

第百二十条第一号中「第七条第四項（第八条第七項」を「第二条の七第二項（第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二条の八第一項、第七条第四項（第八条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十二」に、「、第十六条の二第二項若しくは第三項、第十六条の四第二項、第十九条の二第一項、第二十二条第七項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項（同条第二項」を「（第二十七条の十二」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十七条の十一第一項、第二十七条の二十第一項、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五第一項（第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」に改め、「第五項」の下に「、第五十一条の二第三項」を加え、同条第三号を削り、同条第二号中「第二十条」を「第十八条第十二項（第二十条第四項及び第二十一条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第二条の十四第一項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して第二条の十四第一項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

第百二十条第四号を削り、同条第五号中「第二十六条第三項」の下に「（第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条第五号の二中「第二十七条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同号を同条第五号とする。

第百二十一条第一号中「第百十六条第二号又は第三号」を「第百十六条第三号又は第四号」に改め、同条第二号中「第四号」を「第一号から第七号まで及び第十一号」に改め、同条第三号中「第百十六条第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「第四号」を「第一号から第七号まで及び第十一号」に改める。

第百二十二条第一号中「第十三条第二項」の下に「（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十五条」を「第二十七条の三（第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二号中「第二十四条の五第一項（第二十四条の七」を「第二十二条第二項（第二十七条の十二」に、「、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項」を「又は第二十七条の二第一項（第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号中「第二十四条の五第二項（第二十四条の七」を「第二十二条第二項（第二十七条の十二」に改め、同条第四号中「第三十四条第二項又は第三十四条の二第二項」を「第二十七条の二第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」に改める。

第百二十三条第一項、第十七条第四項若しくは第五項、第二十八条の二第二項」を「第二条の六第四項、第二条の八第二項、第九条第二項若しくは第十三条第一項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第九項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十五第二項（第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七第三項、第二十七条の三十一第四項若しくは第五項」に改め、同条中第二号を第三号とし、同条第一号の二中「第十三条第二項」の下に「（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第二号とする。

（商品先物取引法の一部改正）

第二条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げる物品」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の一号を加える。

四　電力（一定の期間における一定の電力を単位とする取引の対象となる電力に限る。以下同じ。）

第二条第二項中「その他の二以上の商品たる物品」の下に「又は電力」を加え、同条第七項中「一又は」を「一若しくは」に改め、「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第十項第一号イ、ハ及びヘ中「物品」の下に「若しくは電力」を加え、同条第二十六項中「すべて」を「全て」に、「物品又は」を「物品若しくは」に、「加工又は」を「加工若しくは」に、「（以下「売買等」という。）」を「又は当該取引対象商品である電力の売買若しくは売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為」に改める。

第十条第二項第一号中「含まれる物品」の下に「又は電力」を加え、「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品」に、「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（電力にあつては、その売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理その他主務省令で定める行為。以下「売買等」という。）」に改め、同項第二号中「対象となる物品」の下に「又は電力」を加え、「上場商品指数対象物品」を「上場商品指数対象物品」に改める。

第十一条第九項及び第十三条第八項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第十五条第一項第一号中「その他上場商品構成物品」を「その他上場商品構成物品」に、「上場商品指数対象物品」を「上場商品指数対象物品」に、「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改め、同項第二号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品」に改め、同項第三号中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第二十九条、第五十八条、第六十三条及び第七十七条第二項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

第七十九条第一項第六号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。

第八十条第一項第二号イ中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品」に改め、同号ロ中「上場商品指数対象物品」を「上場商品指数対象物品」に改め、同項第三号中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改め、同項第四号中「上場商品構成物品」を「上場商品構成物品」に改め、同項第五号中「物品」の下に「又は電力」を加え、同条第三項中「上場商品構成物品等」を「上場商品構成物品等」に改める。